

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三三	○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	三五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三	○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件	三五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三三	福島県労働委員会	
○道路の区域を変更する件二件	三四	○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件	三五

○県営土地改良事業の工事が完了した件
福島県選挙管理委員会
三四

告 示

福島県告示第四百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年九月二日から平成二十四年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日
平成二十三年六月三十日
届出年月日
- 四 平成二十三年七月二十八日
届出をした者
- 五 郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおり)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年九月二日から同年十月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスト黒岩店 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 1 いわき市内郷白水町川平一三〇の一、一三〇の一三、入山一三五の五、一七〇の三、一七三の一、広畑二二三の一、二二三の二、二二三の二八、内郷宮町峯根六六の一〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 内郷白水町川平一三〇の一、一三〇の一三、入山二三五の五、一七〇の三、一七三の一、広畑二三三の一、二三三の一、二三三の二八、内郷宮町峯根六六の一〇（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市内郷高坂町簗ヶ作一二九の二三九（国有林。）、一二九の九から一二九の一まで、一二九の三五、一二九の三六、一二九の四一から一二九の四四まで、一二九の二〇三、一二九の二〇五、一二九の二〇六、一二九の二〇八、内郷高野町杉平三八の五

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十三年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 区 間 変更前変更後の別 敷地の幅員 延 長

一般国道 四五九号	喜多方市字一丁目四六 三二番一地从先から 同 市字一丁目四五 五二番一地从先まで	変更前	一一・五	五五・〇
		変更後	一一・五	五五・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十三年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 県道喜多方会津坂 下線	喜多方市字一丁目四六 三六番一地从先から 同 市字三丁目四八 一六番一地从先まで	変更前	一一・五	三〇〇・〇
		変更後	一一・五	三〇〇・〇

（道路計画課）

公 告

公告第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、伯母沢地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十三年四月二十一日完了したので公告する。
平成二十三年九月二日

平成二十三年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年九月二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人保科病院 郡山市細沼町二番二号	医療法人社団新生会 南 東北新生病院 郡山市八山田六丁目九五 番地	平成二十三年七月一日

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年九月二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
福島県さつき荘 西白河郡西郷村大字真船 字芝原二九一四	福島県さつき荘 西白河郡西郷村大字真船 字芝原三四一六	平成二十三年二月一九日
福島県さつき荘 西白河郡西郷村大字真船 字芝原一四二	福島県さつき荘 西白河郡西郷村大字真船 字芝原一四二一八	平成二十三年二月一九日

福島県からまつ荘
西白河郡西郷村大字真船
字芝原三四一

福島県からまつ荘
西白河郡西郷村大字真船
字芝原三四一八

平成二十三年二月一九日

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十二年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十三年九月二日

福島県労働委員会
会長 本田哲夫

- 一 地方公営企業の名称 いわき市立総合磐城共立病院
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、総務課長、管財課長、医事課長、統括主幹、副看護部長、総務課長補佐、医事課長補佐、財政経営係長、総務係長、職員係長、企画係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
磐城共立高等看護学院	学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十三年八月二十三日

（審査調整課）